

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	信州の木活用課	整理番号	2-3
許認可等の種類	森林組合の信託事業の信託規程の変更または廃止の承認			
根拠法令条例等・条項	森林組合法 第10条 第3項			
許認可等の概要	森林組合が行う信託事業に係る信託規程の変更または廃止の承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (以下の法令において認定するかどうかの判断基準が言い尽くされているため)</p> <p>「森林組合法等に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について(平成6年9月29日6-8林野庁林政部森林組合課長通知)」 第1の1 (2) 法第10条第3項の規定による森林組合の信託規定の変更の承認は、変更後の信託規程が「森林経営信託規程例」(昭和53年7月26日付け53林野組第143号林野庁長官通達)に準拠しているかを考慮し、かつ、個々の組合の実情に照らし、適切と認められる場合に行う。 また、同項の規定による森林組合の信託規定の廃止の承認は、当該規定に基づく信託事業が長期間にわたり行われていない当該規程を廃止することが適切であると認められる場合に行う。</p>			
基準の制定根拠	林野庁森林組合課長通知(平成6年9月29日6-8)第1の1の(2)			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (法令の規定において処理期間が定められているため) 下記法令による標準処理期間 2月</p>			
期間の制定根拠	林野庁森林組合課長通知(平成6年9月29日6-8)第1の2			